

【募集期間】

令和5年12月14日(木曜日)から令和6年1月12日(金曜日)まで

【意見件数】

1件

【意見の概要】

| ページ 番号 | 表題 | ご意見の内容 | その理由 | ご意見への対応(案) |
|-----------|--|---|---|--|
| 44 | 第3章 歯科口腔保健 施策と指標 3 社会環境の整備 県の取組 | 「生涯を通じた歯科健診 (いわゆる国民皆歯科健 診)の推進」の追加 県として、定期的な歯科 健診を推進するとともに、 歯科診療受診を通じて、生 涯にわたり歯・口腔の健康 を保持できるよう支援する。 | 健康増進法及び高齢者の 医療の確保に関する法律に 基づき、歯科健診が実施さ れているものの、実施につ いては義務付けされておら ず、受診率は極めて低い状 況にあり、県としても、生 涯を通じた歯科健診(いわゆ る国民皆歯科健診)を推進 すべきと考えるため、追加 記載されたい。 | 生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆 歯科健診)については、令和5年6月16日 に閣議決定された「経済財政運営と改革 の基本方針 2023」に記載されていると ころです。現時点では、国における制度設 計等の検討段階にあり、不確定なところが 多くあるため、「3. 社会環境の整備」の県 の取組に「⑦ その他の対応」を追加し、生 涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科 健診)に関する所要の法改正等があった場 合、速やかに県として普及推進に向けて対 応を行う旨の記載を追加しました。 |